

証券コード 3814

平成28年12月12日

株 主 各 位

(本店所在地)

山口県宇部市西本町二丁目14番30号

(本社事務所)

山口県山陽小野田市千崎128番地

株式会社アルファクス・フード・システム

代表取締役社長 田 村 隆 盛

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年12月26日（月曜日）午後6時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年12月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 山口県山陽小野田市千崎128番地
ナチュラルグリーンパークホテル 2階「つつじの間」
(ご来場の際は末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第23期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 会計監査人選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる開示について

- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。なお、「計算書類の個別注記表」は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト <http://www.afs.co.jp>

## (提供書面)

### 事業報告

(平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策及び日銀の金融政策を背景として、企業収益にある一定の改善傾向が見られたものの、円高傾向が続く中、中国の景気減速懸念や、英国のEU離脱を巡る問題など、不安定な要素もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

一方、当社の主要販売先である外食市場におきましては、根強い節約志向による個人消費の伸び悩みや、食材価格の高騰、人手不足を背景とした人件費の上昇傾向などにより、当社の事業領域において、依然として厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当社は、大手外食チェーンを中心に、従来からのASPサービスを核としたPOSシステム、オーダーリングシステムなど、トータルソリューションシステムを提供してまいりました。また、前事業年度に再販を開始したパッケージ型の基幹業務システムである「飲食店経営管理システム(R)」は、規模に関わらず、外食のあらゆる業態店舗、または中食である仕出し、弁当業及び給食事業者がご利用いただけるサービスとして提供いたしました。

その結果、売上高は、2,255,622千円(前事業年度比2.3%増)と堅調に推移しました。利益面に関しましては、当初計画の数字には届かなかったものの、営業利益191,761千円(前事業年度比204.0%増)、経常利益163,361千円(前事業年度比208.5%増)、当期純利益127,283千円(前事業年度比163.7%増)の大幅な増益となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

ASPサービス事業におきましては、売上高が1,099,431千円(前事業年度比10.3%増)となりましたが、新規顧客獲得及び既存顧客へのサービス拡大に注力した結果、月額サービス料が緩やかながらも回復し、月額サービス料は12ヶ月累計で1,061,112千円(前事業年度比8.6%増)となりま

した。

システム機器事業におきましては、従来からのPOSシステム、オーダーエントリーシステム及びテーブルオーダーシステムの新規顧客獲得、既存顧客へのバージョンアップに注力した結果、新規受注及び追加受注ともに順調に推移し、売上高は1,028,132千円（前事業年度比3.9%減）となりました。

周辺サービス事業におきましては、サプライ品、機器修理及び他社商品の販売等を行った結果、売上高は128,058千円（前事業年度比6.8%減）となりました。

| 事業区分      | 売上高      |
|-----------|----------|
| ASPサービス事業 | 1,099百万円 |
| システム機器事業  | 1,028    |
| 周辺サービス事業  | 128      |

#### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は246,558千円で、その主なものは、データセンター建設のための建設仮勘定76,496千円、飲食店経営管理システム開発のためのソフトウェア投資42,208千円であります。

#### ③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と総額800,000千円の当座貸越契約を締結しております。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

#### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第20期<br>(平成25年9月期) | 第21期<br>(平成26年9月期) | 第22期<br>(平成27年9月期) | 第23期<br>(当事業年度)<br>(平成28年9月期) |
|---------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                            | 1,838              | 2,441              | 2,204              | 2,255                         |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(百万円)              | △39                | △288               | 48                 | 127                           |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損 失 ( △ ) | △17.89             | △132.18            | 22.12              | 58.33                         |
| 総 資 産(百万円)                            | 1,673              | 1,530              | 1,546              | 1,723                         |
| 純 資 産(百万円)                            | 681                | 393                | 441                | 568                           |
| 1株当たり純資産額(円)                          | 312.35             | 180.16             | 202.30             | 260.60                        |

(注) 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そのため、第20期の1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額につきましては、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社の顧客層である外食産業におきましては、マーケット全体の市場規模は数年間横ばいが続いているものの、売上上位企業の業界内シェアは年々増加の傾向にあります。大手外食企業間の競争は激化しており、企業にとって収益力の向上、コスト競争力の強化、トレンドを迅速かつ的確につかむ力が成長のカギとなっております。現在大手外食企業が抱える課題の解決のため、情報システムの重要性は認識され、その投資意欲は高まりつつあると思われまます。このような環境下で、当社が更なる成長を実現するため、以下の事項を課題として認識し、対応してまいります。

### ① サポート体制について

当社は外食企業に特化した「飲食店経営管理システム(R)」を、パッケージ型、ASP型で提供しておりますが、外食企業の受注に際しては、店舗システム機器の品質・価格競争力以外に同サービスを安定的かつ長期的に提供できるかどうか成約の重要なファクターとなっております。

これまででも、データセンターのサポート人員の教育を推進してまいりましたが、外食企業の受注増加等に対して、人材の確保、社内及び社外研修制度等を充実させるとともに、前事業年度より再販を開始した「飲食店経

営管理システム(R)」と、ASP/クラウド型の「統合業務パッケージ」の融合を早め、すべての業態のニーズに合致し、効率的で安定的なサポート体制の構築を図ってまいります。

#### ② 出荷体制について

従来のPOSシステムとオーダーエントリーシステムに加え、近年テールオーダーシステムの受注が増加しており、その業務はさらに重要度を増しております。特に大手外食企業の受注に際しては、上記システム機器の出荷体制、品質管理を強化することが課題となっております。

当社では、出荷及び品質管理部門の人員を強化しており、大手外食企業の受注増加に備え、増員及び運営体制の整備に努めるとともに、ハードウェアの調達方法の見直しなどを行い、安定的かつ効率的な仕入政策と出荷体制の構築を図ってまいります。

#### ③ 販売提携及び代理店契約について

これまで、大手外食企業を中心とした販売活動を直接販売体制のみで行ってまいりました。当社ASPサービス事業については、大手外食企業を中心とした直接販売体制に加え、再販を開始した「飲食店経営管理システム(R)」においては、“食”企業の業態規模に捉われず、食関連企業の顧客を有する商社、SI業者及び食品メーカー等との連携強化、販売提携及び代理店政策を行い、各々の特長を活かしたサービス提供力を高め、販売網の拡大及び収益構造の多様化及び安定性確保を図ってまいります。

#### ④ 個人情報等の管理体制について

当社では、ASPサービスの運営を行うにあたって、個人情報、企業情報の管理体制がもっとも重要なものと考えております。近年のビッグデータへの関心の高まりや、マイナンバー制度の開始など、年を追うごとに情報の重要性と、社会的な関心は大きくなっております。これまでに、個人情報の取り扱いを行う部門及び人員の制限、セキュリティカード認証及び監視カメラの設置による情報管理等の対応をすることで、ソフト・ハード両面から強化を行い、平成22年9月よりIS027001を取得しております。今後につきましては、データセンター全体の見直し、レベルアップも含め、更なる管理体制の強化を図ってまいります。

⑤ 経営管理体制の強化について

当社は現在、小規模組織ということもあり、管理体制はそれに対応したのものになっております。しかし今後は、顧客情報及び社内情報等の情報管理体制及び適切な情報開示を行うための管理体制をさらに強化していく所存でございます。また、現在使用している社内管理システムと社内データベースの強化を図り、情報の有効活用及び管理を徹底してまいります。また、時代の変化に対応した健全な企業カルチャー構築のため、内部統制による企業経営のガバナンス強化と、コンプライアンス体制及びリスクマネジメント体制の一層の強化に「人・物・金・情報」といった経営資源を投入してまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成28年9月30日現在)

| 事業区分      | 事業内容                                                                                                                                     |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ASPサービス事業 | 外食企業に関する基幹業務システム（売上分析、勤怠管理、在庫管理、在庫分析、受発注処理、セントラルキッチン等）のASP方式による提供、基幹業務システムソフトウェアパッケージ「飲食店経営管理システム（R）」（売上分析、在庫管理、在庫分析、受発注処理、自動発注システム等）の提供 |
| システム機器事業  | POSシステム及びオーダーエントリーシステム、テーブルオーダーシステムの販売                                                                                                   |
| 周辺サービス事業  | Webサービスによる外食関連情報の発信、ポイントカード端末等の周辺機器の販売、システム機器に係る消耗品の販売                                                                                   |

(6) 主要な事業所 (平成28年9月30日現在)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 本社        | 山口県山陽小野田市 |
| データセンター   | 山口県宇部市西本町 |
| 東京システム営業部 | 東京都中央区    |
| 大阪システム営業部 | 大阪府大阪市淀川区 |
| 福岡システム営業部 | 福岡県福岡市博多区 |

(7) 使用人の状況（平成28年9月30日現在）

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 103 (1) 名 | 9名増       | 37.7歳 | 8年10ヶ月 |

(注) 使用人数は就業員数であり、嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年9月30日現在）

| 借入先           | 借入額    |
|---------------|--------|
| 株式会社みずほ銀行     | 193百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 180    |
| 株式会社三井住友銀行    | 149    |
| 株式会社りそな銀行     | 110    |
| 株式会社東京都民銀行    | 109    |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成28年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,170,400株
- (2) 発行済株式の総数 2,513,800株
- (3) 株主数 1,073名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                              | 所 有 株 式 数  | 持 株 比 率 |
|------------------------------------|------------|---------|
| 田 村 隆 盛                            | 1,135,400株 | 52.0%   |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社<br>( 信 託 E 口 )    | 199,300    | 9.1     |
| 鎌 田 英 哉                            | 51,300     | 2.4     |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                    | 30,800     | 1.4     |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                  | 29,200     | 1.3     |
| J. P. Morgan Securities plc        | 21,800     | 1.0     |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG | 16,800     | 0.8     |
| 田 村 隆 次                            | 16,400     | 0.8     |
| 河 原 滋                              | 15,900     | 0.7     |
| 田 村 清 隆                            | 15,000     | 0.7     |

- (注) 1. 当社は、自己株式を331,583株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式を含んでおりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。



## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年9月30日現在）

| 会社における地位  | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                    |
|-----------|-----------|-------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 田 村 隆 盛   |                                                 |
| 取 締 役     | 栃 木 伸 二 郎 | 栃木公認会計士事務所 代表<br>税理士法人あすか 代表<br>公認会計士、税理士       |
| 取 締 役     | 片 岡 久 議   | 株式会社東亜 代表取締役<br>G&Cコンサルティング株式会社 代表取締役           |
| 常 勤 監 査 役 | 富 金 原 祐 輔 |                                                 |
| 監 査 役     | 阿 部 妙 子   | 阿部司法書士事務所 代表<br>司法書士                            |
| 監 査 役     | 後 藤 登     | さくら共同法律事務所<br>株式会社アインネットサポート 社外取締役<br>弁護士、公認会計士 |

- (注) 1. 取締役の栃木伸二郎、片岡久議の両氏は社外取締役であります。また、監査役の阿部妙子、後藤登の両氏は社外監査役であります。
2. 平成27年12月25日開催の第22回定時株主総会において、新たに栃木伸二郎、片岡久議の両氏が取締役に、富金原祐輔、阿部妙子、後藤登の各氏が監査役に選任され、就任いたしました。
3. 平成27年12月25日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、監査役栃木伸二郎氏は辞任いたしました。
4. 取締役栃木伸二郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役阿部妙子氏は、司法書士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役後藤登氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役の栃木伸二郎、片岡久議の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員   | 支 給 額        | 摘 要         |
|--------------------|-----------|--------------|-------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 3名<br>(1) | 43百万円<br>(4) | (注) 1、2、5、6 |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 6<br>(4)  | 6<br>(2)     | (注) 3、5、6   |
| 合 計                | 9         | 50           |             |

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年12月26日開催の第16回定時株主総会において年額140百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、また、別枠で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額10百万円以内の範囲で割当てることにつき決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成21年12月26日開催の第16回定時株主総会において年額280万円以内、また、別枠で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額200万円以内の範囲で割当てることにつき決議いただいております。
4. なお、当事業年度において上記新株予約権の発行は行われませんでした。
5. 当事業年度末現在の取締役3名、監査役3名のうち取締役1名は無報酬であり、上記人員には含んでおりません。
6. 平成27年12月25日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し、取締役に就任した栃木伸二郎氏については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役にそれぞれ区分して上記の支給人員及び支給額に含めております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
 取締役栃木伸二郎氏は、栃木公認会計士事務所及び税理士法人あすかの代表者であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。取締役片岡久議氏は、株式会社東亜及びG&Cコンサルティング株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。  
 監査役阿部妙子氏は、阿部司法書士事務所の代表者であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。  
 監査役後藤登氏は、さくら共同法律事務所の弁護士及び株式会社アイネットサポートの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 活 動 状 況                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 栃 木 伸二郎 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち、監査役として5回に出席し、取締役として10回に出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査役会で、平成27年12月25日取締役就任以前に開催された4回のうち、4回に監査役として出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 取締役 片 岡 久 議 | 平成27年12月25日就任以降に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と知見から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                                                                                 |
| 監査役 阿 部 妙 子 | 平成27年12月25日就任以降に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、監査役会11回のうち10回に出席いたしました。司法書士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。                                                                 |

|           | 活 動 状 況                                                                                                                                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 後 藤 登 | 平成27年12月25日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、監査役会11回のうち10回に出席いたしました。弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の栃木伸二郎、片岡久義、社外監査役の阿部妙子、後藤登の各氏との間において、それぞれ会社法第427条第1項及び当社定款第31条、第42条に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額については、社外取締役は金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額、社外監査役は金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人ソニック

(2) 報酬等の額

|                                | 支払額   |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                  | 15百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保する体制の構築に関する基本方針を定め、体制構築を進めております。

その概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役・従業員が従うべき基本原則であるコンプライアンス・ポリシーに則り、取締役は法令を遵守することのみならず、企業の果たすべき社会的責任を自覚して行動しなければならない。

取締役に対し社外専門家による研修を定期的実施する。また、取締役は平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、当社に法令遵守の精神が醸成されるよう率先して行動しなければならない。

取締役の適正な職務執行を図るため社外監査役を2名以上置き、公正で透明性の確保された監査を徹底する。

コンプライアンス担当として、執行役員管理部長を任命し、コンプライアンス及び内部統制に関する事項を統括せしめる。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録及び重要な会議の議事録並びにこれらに関連資料を保存、管理するための担当部署を置き、これらを10年間保存し、必要に応じた閲覧が可能な状態を維持する。

社内の機密情報の取扱いにつき、保存、管理、閲覧、回付等に関する規程を整備し、機密情報の適切な活用に努めるとともに、その安全管理を図る。

社内の情報ネットワークのセキュリティ向上のためのツールの導入及び情報の取扱いに関する規程等の強化を行い、社内における情報の共有を確保しつつ、その漏洩を防止する体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

執行役員管理部長はプロジェクト・チームを組織し、組織横断的なリスクの分析、評価を行い、リスク対応の方策の策定、運用を行わせる体制を整備する。

業務マニュアル、諸規程の体系化を図り、業務の標準化を行うことでオペレーションリスクの最小化に努める。

危機発生の緊急事態に備え、必要な設備と人員を確保し、想定される危機に応じた対応マニュアルを整備し、危機に対し即応性の高い体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務分掌と権限を明確にし、意思決定が迅速かつ公正に行われ、その伝達が速やかに行われる組織体制を構築する。そのために関係諸規程の見直し、整備を行う。

経営環境の変化に応じ組織の業務分担を見直し、効率的かつ合理的な業務の運営を行うため弾力的に組織の統廃合、再編を行うことができる手続や体制の整備を行う。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員が直接通報できる「コンサルライン」制度を管理部内に確保し、同制度が有効に機能するよう同制度の周知を徹底する。また、同制度の運用にあたっては通報者に不利益が及ぶことのないようにその保護を最優先事項とする。

コンプライアンス及びCSRに関する事務の担当部署において、これらに関する事項の教育を含めた企画立案と運用を行う。

コンプライアンス・マニュアル、倫理規程等を整備し、法令に関する遵守事項、行動規範について従業員に対し周知し、遵守を徹底させる。

従業員の法令及び社内ルールの違反行為に対し、適正な手続を経た上で、公正に懲戒を含む処分を行うための体制を確保する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
経営企画室内部監査担当を監査役職務を補助するための部署とする。  
監査役は経営企画室内部監査担当の部員を指示し、その職務を補助させることができる。  
経営企画室は、内部統制内部監査担当の実効性を確保するため監査活動を行う。有効な監査活動を行うため経営企画室に必要な権限を付与するとともに、関係部署がこれに従う体制を整備する。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
経営企画室内部監査担当の部員についての人事、処遇、懲罰については、監査役と協議し、監査役の意見を尊重する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
執行役員管理部長は内部統制整備の実施状況について、随時監査役に対し報告を行う。  
取締役及び従業員は、監査役及び内部監査担当の部員から会社の業務の実施、財産の状況等について報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- ⑨ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役と取締役及びグループ会社各社の取締役、監査役との意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容  
当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、いかなる不当要求に対しても組織として毅然とした対応をとり、取引や資金提供等は一切行わないことを基本方針としております。  
反社会的勢力からの不当要求があった場合は、警察や顧問弁護士等の外部機関と連携して組織全体で法律に則した対応をいたします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本方針書」を策定し、これに沿って会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等の体制

を含む全体の内部統制システムを整備することにより、業務の適正を確保するとともに、企業価値の向上に努めております。社内に設置した内部統制委員会により内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、内部統制委員会での審議結果に基づき、取締役会がその内容を確認しております。さらに、モニタリングの結果等を踏まえて、内部統制システムの改善及び強化に継続的に取り組んでおります。以上のことから、当社の内部統制システムは有効に運用されているものと判断しております。

### (3) 親会社等との間の取引に関する事項

当社代表取締役である田村隆盛の近親者が100%を所有しているナチュラルグリーンリゾート株式会社とは、主に建物の賃借、ホテル施設の利用及び、ASPサービスの提供などの取引を行っております。

これらの取引に当たっては、不動産鑑定士の評価額を参考に決定するなど、その他の取引条件が市場実勢を勘案して通常の見積条件で行われることなどに留意しております。

当社取締役会は、そのような取引条件を把握し、取引ごとにその適正性、妥当性を判断しております。

### (4) 会社の支配に関する基本方針

定めておりません。



# 貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部        |                  |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>1,035,769</b> | <b>流動負債</b>    | <b>1,022,702</b> |
| 現金及び預金          | 276,249          | 買掛金            | 169,907          |
| 売掛金             | 263,850          | 短期借入金          | 583,000          |
| 商品              | 389,703          | 1年内償還予定の社債     | 14,000           |
| 貯蔵品             | 25,185           | 1年内返済長期借入金     | 79,200           |
| 前渡金             | 13,487           | リース債務          | 3,772            |
| 前払費用            | 20,871           | 未払金            | 24,575           |
| 繰延税金資産          | 35,272           | 未払費用           | 10,536           |
| 未収入金            | 6,480            | 未払法人税等         | 37,006           |
| その他             | 12,831           | 預り金            | 9,197            |
| 貸倒引当金           | △8,161           | 前受金            | 50,253           |
| <b>固定資産</b>     | <b>687,572</b>   | 賞与引当金          | 18,909           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>229,269</b>   | その他            | 22,342           |
| 建物              | 6,282            | <b>固定負債</b>    | <b>132,194</b>   |
| 工具、器具及び備品       | 33,252           | 社債             | 7,000            |
| 土地              | 20,429           | 長期借入金          | 79,800           |
| リース資産           | 15,428           | リース債務          | 13,204           |
| 建設仮勘定           | 153,876          | 退職給付引当金        | 32,190           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>240,509</b>   | <b>負債合計</b>    | <b>1,154,897</b> |
| ソフトウェア          | 91,677           | <b>純資産の部</b>   |                  |
| ソフトウェア仮勘定       | 146,387          | <b>株主資本</b>    | <b>568,682</b>   |
| 電話加入権           | 2,445            | 資本金            | 537,862          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>217,793</b>   | 資本剰余金          | 143,599          |
| 出資金             | 132              | 資本準備金          | 143,599          |
| 長期前払費用          | 142,377          | <b>利益剰余金</b>   | <b>135,506</b>   |
| 敷金及び保証金         | 19,326           | その他利益剰余金       | 135,506          |
| 繰延税金資産          | 24,618           | 繰越利益剰余金        | 135,506          |
| 長期未収入金          | 63,565           | <b>自己株式</b>    | <b>△248,286</b>  |
| その他の投資          | 10,450           | 評価・換算差額等       | △3               |
| 貸倒引当金           | △42,676          | その他有価証券評価差額金   | △3               |
| <b>繰延資産</b>     | <b>232</b>       | <b>純資産合計</b>   | <b>568,678</b>   |
| 社債発行費           | 232              | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,723,575</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,723,575</b> |                |                  |

# 損益計算書

(平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 2,255,622 |
| 売 上 原 価                 | 1,494,992 |
| 売 上 総 利 益               | 760,629   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 568,867   |
| 営 業 利 益                 | 191,761   |
| 営 業 外 収 益               | 713       |
| 営 業 外 費 用               | 29,113    |
| 経 常 利 益                 | 163,361   |
| 特 別 損 失                 | 2,162     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 161,198   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 35,944    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △2,029    |
| 当 期 純 利 益               | 127,283   |

# 株主資本等変動計算書

(平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |               |                     |               |          | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                   | 純資産合計 |                     |
|-------------------------|---------|-----------|---------------|---------------------|---------------|----------|-----------------|-------------------|-------|---------------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金           |               | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計     | そ の 他 有 評 価 差 額 金 |       | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計 | 利 益 剰 余 金 合 計 |          |                 |                   |       |                     |
| 平成27年10月1日 残高           | 537,862 | 143,599   | 143,599       | 8,223               | 8,223         | △248,286 | 441,398         | 67                | 67    | 441,465             |
| 事業年度中の変動額               |         |           |               |                     |               |          |                 |                   |       |                     |
| 当期純利益                   |         |           |               | 127,283             | 127,283       |          | 127,283         |                   |       | 127,283             |
| 自己株式の取得                 |         |           |               |                     |               |          |                 |                   |       |                     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |               |                     |               |          |                 | △71               | △71   | △71                 |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —         | —             | 127,283             | 127,283       | —        | 127,283         | △71               | △71   | 127,212             |
| 平成28年9月30日 残高           | 537,862 | 143,599   | 143,599       | 135,506             | 135,506       | △248,286 | 568,682         | △3                | △3    | 568,678             |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年11月30日

株式会社アルファクス・フード・システム

取締役会 御中

### 監査法人ソニック

代表社員 公認会計士 茂木 勝美 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 松本 和久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルファクス・フード・システムの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項、及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
    - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ソニックの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年12月1日

株式会社アルファクス・フード・システム 監査役会

常勤監査役 富金原 祐 輔 (印)

社外監査役 阿部 妙 子 (印)

社外監査役 後藤 登 (印)

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社事業内容の拡大及び多様化に対応するため、当社定款第2条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第31条及び第42条に変更を行うものであります。第31条の前記の変更を本株主総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. フードサービス企業向け、情報処理システムの開発・販売・賃借</li><li>2. 情報処理システムの販売教育に関する業務</li></ol> <p><u>(新設)</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>3. 情報処理技術者育成に関する業務</li><li>4. 市場調査に関する業務</li><li>5. 前各号に附帯する一切の業務</li></ol> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、<u>社外</u>取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. フードサービス企業向け、情報処理システムの開発・販売・賃借</li><li>2. 情報処理システムの販売教育に関する業務</li><li>3. <u>電子取引決済に関する受託、集金代行及びその周辺業務</u></li><li>4. 情報処理技術者育成に関する業務</li><li>5. 市場調査に関する業務</li><li>6. 前各号に附帯する一切の業務</li></ol> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>業務執行取締役でない</u>取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の責任免除)<br/>第42条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> | <p>(監査役の責任免除)<br/>第42条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> |

## 第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人ソニックは、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が監査法人大手門会計事務所を会計監査人の候補者とした理由は監査法人大手門会計事務所は、長年にわたる企業会計監査の実績を有し、当社の会計監査に必要な専門性と独立性、並びに職業的専門家としての適時適切な監査判断を可能とする組織体制を保持しており、当社の会計監査が、適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成28年9月30日現在)

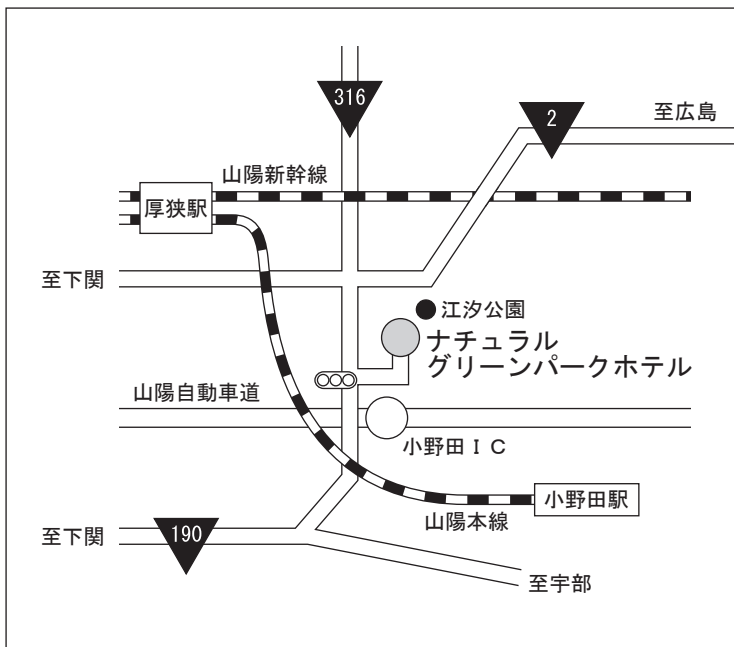
|       |              |                               |     |
|-------|--------------|-------------------------------|-----|
| 名 称   | 監査法人大手門会計事務所 |                               |     |
| 事 務 所 | 主たる事務所       | 東京都中央区新川一丁目17番24号<br>新川中央ビル9階 |     |
| 沿 革   | 昭和52年9月      | 大手門公認会計士共同事務所 設立              |     |
|       | 昭和58年5月      | 監査法人大手門会計事務所 設立               |     |
| 概 要   | 資本金          | 21百万円                         |     |
|       | 構成人員         | 社員（公認会計士）                     | 9名  |
|       |              | 職員（公認会計士）                     | 4名  |
|       |              | （その他の職員）                      | 2名  |
|       |              | 合 計                           | 15名 |

以 上



## 株主総会会場ご案内図

会場 山口県山陽小野田市千崎128番地  
ナチュラルグリーンパークホテル 2階「つつじの間」  
電話：0836-84-2323



### 交通のご案内

- 山口宇部空港より有料道路経由で20分
- 山陽自動車道小野田ICより車で3分
- JR山陽新幹線厚狭駅より車で10分
- JR山陽本線小野田駅より車で5分